

令和6年6月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和6年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）が改正され、令和6年6月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（記）

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査				
13	百日咳菌核酸検出	360	微生物 150	※

下線部が追加されました。

※（11）「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又はPCR法により測定した場合に算定できる。

以上

No. 24-16